

◎新潟県告示第611号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、佐渡海区における漁業権の免許の内容となるべき事項等を次のとおり定めた。

平成30年5月25日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高 井 盛 雄

第1 漁業権の免許の内容となる事項及び地元地区（区画漁業権、定置漁業権）

1 漁業権の種類 区画漁業権		
◎漁業権公示番号	佐区第1号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市願、北鶴島及び真更川地先	
点の位置	基点 イ 新潟県漁場基点 第1号 (佐渡市鷺崎と願との境界) 基点 ロ 新潟県漁場基点 第2号 (佐渡市真更川と岩谷口との境界) 1 イから 317度00分 500メートルの点 2 1から 253度00分 1,700メートルの点 3 ロから 300度00分 1,400メートルの点	
漁場の区域	イ・1、1・2、2・3、3・ロの4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ、あかもく養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市願、北鶴島及び真更川	

◎漁業権公示番号	佐区第2号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市岩谷口、五十浦、関、矢柄、大倉及び小田地先	
点の位置	基点 ロ 新潟県漁場基点 第2号 (佐渡市真更川と岩谷口との境界) 基点 ハ 新潟県漁場基点 第3号 (佐渡市石名と小田との境界) 3 ロから 300度00分 1,400メートルの点 4 ハから 321度00分 800メートルの点	
漁場の区域	ロ・3、3・4、4・ハの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市岩谷口、五十浦、関、矢柄、大倉及び小田	

◎漁業権公示番号	佐区第3号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市石名、小野見、北田野浦、高千、入川、北立島、北川内、後尾、石花、北片辺及び南片辺地先	
点の位置	基点 ハ 新潟県漁場基点 第3号 (佐渡市石名と小田との境界) 基点 ニ 新潟県漁場基点 第4号 (佐渡市戸中と南片辺との境界) 4 ハから 321度00分 800メートルの点 5 4から 235度00分 5,700メートルの点 6 ニから 316度00分 1,000メートルの点	
漁場の区域	ハ・4、4・5、5・6、6・ニの4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市石名、小野見、北田野浦、高千、入川、北立島、北川内、後尾、石花、北片辺及び南片辺	

漁業権公示番号	佐区第4号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市戸中、戸地及び北狄地先	
点の位置	基点 ニ 新潟県漁場基点 第4号 (佐渡市戸中と南片辺との境界) 基点 ホ 新潟県漁場基点 第5号 (佐渡市姫津と北狄との境界) 6 ニから 316度00分 1,000メートルの点 7 ホから 303度00分 1,000メートルの点	
漁場の区域	ニ・6、6・7、7・ホの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市戸中、戸地及び北狄	

◎漁業権公示番号	佐区第5号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市姫津地先	
点の位置	基点 ホ 新潟県漁場基点 第5号 (佐渡市姫津と北狄との境界) 基点 ヘ 新潟県漁場基点 第6号 (佐渡市姫津と達者との境界) 7 ホから 303度00分 1,000メートルの点 8 ヘから 259度00分 800メートルの点	
漁場の区域	ホ・7、7・8、8・ヘの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ、あかもく養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市姫津	

◎漁業権公示番号	佐区第6号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市達者及び小川地先	
点の位置	基点 ヘ 新潟県漁場基点 第6号 (佐渡市姫津と達者との境界) 基点 ト 新潟県漁場基点 第7号 (佐渡市下相川と小川との境界) 9 ヘから 259度00分 500メートルの点 10 トから 270度00分 900メートルの点	
漁場の区域	ヘ・9、9・10、10・トの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市達者及び小川	

◎漁業権公示番号	佐区第7号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市相川大浦、高瀬及び橘地先	
点の位置	基点 チ 新潟県漁場基点 第8号 (佐渡市相川大浦と相川鹿伏との境界) 基点 リ 新潟県漁場基点 第9号 (佐渡市稲鯨と橘の境界) 11 チから 268度40分 800メートルの点 12 リから 252度27分 600メートルの点	
漁場の区域	チ・11、11・12、12・リの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市相川大浦、高瀬及び橘	

◎漁業権公示番号	佐区第8号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市二見地先	
点の位置	基点 ヌ 新潟県漁場基点 第12号 (佐渡市二見と台ヶ鼻) 基点 ル 新潟県漁場基点 第13号 (佐渡市二見と沢根の境界) 13 ヌから 178度00分 2,200メートルの点 14 ルから 138度00分 2,200メートルの点	
漁場の区域	ヌ・13、13・14、14・ルの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	あかもく養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市二見	

◎漁業権公示番号	佐区第9号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市沢根、沢根町、沢根箒町、沢根五十里、沢根炭屋町、窪田、河原田諏訪町、河原田本町、八幡町、八幡新町及び八幡地先	
点の位置	基点 ル 新潟県漁場基点 第13号 (佐渡市二見と沢根との境界) 基点 ヲ 新潟県漁場基点 第13号の1 (佐渡市河原田本町と八幡町との境界「石田川」) 14 ルから 138度00分 2,200メートルの点	
漁場の区域	ル・14、14・ヲの2線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市沢根、沢根町、沢根箒町、沢根五十里、沢根炭屋町、窪田、河原田諏訪町、河原田本町、八幡町、八幡新町及び八幡	

◎漁業権公示番号	佐区第10号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市四日町、長石、真野新町、豊田、滝脇、背合及び大須地先	
点の位置	基点 ヲ 新潟県漁場基点 第14号 (佐渡市八幡と四日町との境界) 基点 カ 新潟県漁場基点 第15号 (佐渡市大須、三貫目川河口中央) 15 カから 305度00分 1,400メートルの点	
漁場の区域	ヲ・15、15・カの2線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市四日町、長石、真野新町、豊田、滝脇、背合及び大須	

◎漁業権公示番号	佐区第11号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市四日町、長石、真野新町、豊田、滝脇、背合及び大須地先	
点の位置	基点 ワ 新潟県漁場基点 第14号 (佐渡市八幡と四日町との境界) 基点 カ 新潟県漁場基点 第15号 (佐渡市大須、三貫目川河口中央) 15 カから 305度00分 1,400メートルの点	
漁場の区域	ワ・15、15・カの2線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市四日町、長石、真野新町、豊田、滝脇、背合及び大須	

◎漁業権公示番号	佐区第12号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市羽茂亀脇、羽茂小泊及び羽茂村山地先	
点の位置	基点 ヨ 新潟県漁場基点 第17号 (佐渡市椿尾と羽茂小泊との境界) 基点 タ 新潟県漁場基点 第17号の1 (佐渡市羽茂亀脇、福田川河口中央) 16 ヨから 283度00分 1,000メートルの点 17 タから 295度00分 1,300メートルの点	
漁場の区域	ヨ・16、16・17、17・タの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市羽茂亀脇、羽茂小泊及び羽茂村山	

◎漁業権公示番号	佐区第13号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市小比叡、小木堂釜、井坪、小木大浦、木流、田野浦、江積、沢崎、深浦、犬神平、小木強清水、宿根木、琴浦、小木及び小木町地先	
点の位置	基点 レ 新潟県漁場基点 第18号 (佐渡市小比叡と羽茂村山との境界) 基点 ソ 新潟県漁場基点 第19号 (佐渡市小木町と羽茂大橋との境界) 18 レから 298度00分 800メートルの点 19 18から 253度00分 5,000メートルの点 20 19から 202度00分 2,500メートルの点 21 20から 134度00分 2,000メートルの点 22 21から 114度00分 3,000メートルの点 23 ソから 163度00分 1,500メートルの点	
漁場の区域	レ・18、18・19、19・20、20・21、21・22、22・23、23・ソの7線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市小比叡、小木堂釜、井坪、小木大浦、木流、田野浦、江積、沢崎、深浦、犬神平、小木強清水、宿根木、琴浦、小木及び小木町	

◎漁業権公示番号	佐区第14号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市羽茂大橋、羽茂大石及び羽茂三瀬地先	
点の位置	基点 ソ 新潟県漁場基点 第19号 (佐渡市小木町と羽茂大橋との境界) 基点 ツ 新潟県漁場基点 第20号 (佐渡市大杉と羽茂三瀬との境界) 23 ソから 163度00分 1,500メートルの点 24 ツから 173度00分 600メートルの点	
漁場の区域	ソ・23、23・24、24・ツの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ、あかもく養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市羽茂大橋、羽茂大石及び羽茂三瀬地先	

◎漁業権公示番号	佐区第15号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び菟場地先	
点の位置	基点 ツ 新潟県漁場基点 第20号 (佐渡市大杉と羽茂三瀬との境界)	
	基点 ネ 新潟県漁場基点 第21号 (佐渡市丸山と菟場との境界)	
	24 ツから 173度00分	600メートルの点
	25 ネから 158度00分	500メートルの点
漁場の区域	ツ・24、24・25、25・ネの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ、こんぶ、あかもく養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び菟場	

◎漁業権公示番号	佐区第16号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び菟場地先	
点の位置	基点 ツ 新潟県漁場基点 第20号 (佐渡市大杉と羽茂三瀬との境界)	
	基点 ネ 新潟県漁場基点 第21号 (佐渡市丸山と菟場との境界)	
	26 ツから 173度00分	1,000メートルの点
	27 ネから 158度00分	1,000メートルの点
漁場の区域	ツ・26、26・27、27・ネの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び菟場	

◎漁業権公示番号	佐区第17号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市多田及び松ヶ崎地先	
点の位置	基点 ネ 新潟県漁場基点 第21号 (佐渡市丸山と莚場との境界) 基点 ナ 新潟県漁場基点 第22号 (佐渡市岩首と松ヶ崎との境界) 25 ネから 158度00分 500メートルの点 28 25から 46度00分 4,000メートルの点 29 ナから 113度30分 500メートルの点	
漁場の区域	ネ・25、25・28、28・29、29・ナの4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ、こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市多田及び松ヶ崎	

◎漁業権公示番号	佐区第18号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市多田及び松ヶ崎地先	
点の位置	基点 ネ 新潟県漁場基点 第21号 (佐渡市丸山と莚場との境界) 基点 ナ 新潟県漁場基点 第22号 (佐渡市岩首と松ヶ崎との境界) 25 ネから 158度00分 500メートルの点 28 25から 46度00分 4,000メートルの点 29 ナから 113度30分 500メートルの点	
漁場の区域	ネ・25、25・28、28・29、29・ナの4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市多田及び松ヶ崎	

◎漁業権公示番号	佐区第19号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市多田及び松ヶ崎地先	
点の位置	基点 ネ 新潟県漁場基点 第21号 (佐渡市丸山と蕨場との境界) 基点 ナ 新潟県漁場基点 第22号 (佐渡市岩首と松ヶ崎との境界) 25 ネから 158度00分 500メートルの点 28 25から 46度00分 4,000メートルの点 29 ナから 113度30分 500メートルの点	
漁場の区域	ネ・25、25・28、28・29、29・ナの4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市多田及び松ヶ崎	

◎漁業権公示番号	佐区第20号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市岩首、東鶴島、柿野浦、豊岡、立間、赤玉、蛸、東立島、東強清水、野浦、月布施、片野尾及び水津地先	
点の位置	基点 ナ 新潟県漁場基点 第22号 (佐渡市岩首と松ヶ崎との境界) 基点 ラ 新潟県漁場基点 第24号 (佐渡市両津大川と水津との境界) 29 ナから 113度30分 500メートルの点 30 29から 21度00分 4,700メートルの点 31 30から 30度00分 5,000メートルの点 32 31から 20度00分 6,000メートルの点 33 ラから 33度00分 1,100メートルの点	
漁場の区域	ナ・29、29・30、30・31、31・32、32・33、33・ラの6線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ、こんぶ、あかもく養殖業	10月1日から翌年6月30日まで
(3) 地元地区	佐渡市岩首、東鶴島、柿野浦、豊岡、立間、赤玉、蛸、東立島、東強清水、野浦、月布施、片野尾及び水津	

◎漁業権公示番号	佐区第21号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市岩首、東鶴島、柿野浦、豊岡、立間、赤玉、蛸、東立島、東強清水、野浦、月布施、片野尾及び水津地先	
点の位置	基点 ナ 新潟県漁場基点 第22号 (佐渡市岩首と松ヶ崎との境界) 基点 ム 新潟県漁場測標 第229号 (佐渡市水津) 34 ナから 113度30分 600メートルの点 35 34から 21度00分 4,700メートルの点 36 35から 30度00分 5,000メートルの点 37 36から 20度00分 6,000メートルの点 38 ムから 33度00分 1,000メートルの点	
漁場の区域	ナ・34、34・35、35・36、36・37、37・38、38・ムの6線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市岩首、東鶴島、柿野浦、豊岡、立間、赤玉、蛸、東立島、東強清水、野浦、月布施、片野尾及び水津	

◎漁業権公示番号	佐区第22号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市両津大川、羽二生、両尾、椎泊、真木、河崎、下久知、住吉及び原黒地先	
点の位置	基点 ラ 新潟県漁場基点 第24号 (佐渡市両津大川と水津との境界) 基点 ウ 新潟県漁場基点 第26号 (佐渡市両津湊と原黒との境界) 33 ラから 33度00分 1,100メートルの点 39 33から 263度00分 8,500メートルの点 40 ウから 43度00分 1,200メートルの点	
漁場の区域	ラ・33、33・39、39・40、40・ウの4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ、あかもく養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市両津大川、羽二生、両尾、椎泊、真木、河崎、下久知、城腰、住吉及び原黒	

◎漁業権公示番号	佐区第23号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市両津湊、原黒、吾潟、新穂潟上、潟端、秋津、加茂歌代、両津福浦及び両津夷地先	
点の位置	基点 ㇿ 佐渡市両津橋西側南端の橋台 (佐渡市両津湊)	
	基点 ノ 佐渡市両津橋西側北端の橋台 (佐渡市両津夷)	
漁場の区域	ㇿ、ノを結ぶ加茂湖一円	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	あかもく養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市潟端、秋津、加茂歌代、両津福浦、両津夷新、春日、両津夷、両津湊、原黒、吾潟及び新穂潟上	

◎漁業権公示番号	佐区第24号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市両津湊、原黒、吾潟、新穂潟上、潟端、秋津、加茂歌代、両津福浦及び両津夷地先	
点の位置	基点 ㇿ 佐渡市両津橋西側南端の橋台 (佐渡市両津湊)	
	基点 ノ 佐渡市両津橋西側北端の橋台 (佐渡市両津夷)	
漁場の区域	ㇿ、ノを結ぶ加茂湖一円	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市潟端、秋津、加茂歌代、両津福浦、両津夷新、春日、両津夷、両津湊、原黒、吾潟及び新穂潟上	

◎漁業権公示番号	佐区第25号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字北平沢、字南平沢及び字船場町地先	
点の位置	基点 オ 新潟県漁場基点 第27号 (佐渡市春日と梅津との境界) 基点 ク 新潟県漁場基点 第28号 (平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字北平沢と大字梅津字浜梅津との境界) 41 オから 73度00分 900メートルの点 42 クから 83度00分 700メートルの点	
漁場の区域	オ・41、41・42、42・クの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ、あかもく養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区	平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字北平沢、字南平沢、字白山及び字船場町の地区	

◎漁業権公示番号	佐区第26号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市椿、羽吉及び平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字浜梅津地先	
点の位置	基点 ク 新潟県漁場基点 第28号 (平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字北平沢と大字梅津字浜梅津との境界) 基点 ヤ 新潟県漁場基点 第29号 (佐渡市椿と北五十里との境界) 43 クから 83度00分 500メートルの点 44 ヤから 93度00分 500メートルの点	
漁場の区域	ク・43、43・44、44・ヤの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ、こんぶ、あかもく養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市椿、羽吉、及び平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字浜梅津及び大字梅津字中屋敷の地区	

◎漁業権公示番号	佐区第27号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見地先	
点の位置	基点 ヤ 新潟県漁場基点 第29号 (佐渡市椿と北五十里との境界) 基点 マ 新潟県漁場基点 第30号 (佐渡市歌見と黒姫との境界) 44 ヤから 93度00分 500メートルの点 45 44から 28度00分 8,400メートルの点 46 45から 97度00分 300メートルの点 47 マから 91度00分 1,000メートルの点	
漁場の区域	ヤ・44、44・45、45・46、46・47、47・マの5線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ、こんぶ、あかもく養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見	

◎漁業権公示番号	佐区第28号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見地先	
点の位置	基点 ヤ 新潟県漁場基点 第29号 (佐渡市椿と北五十里との境界) 基点 マ 新潟県漁場基点 第30号 (佐渡市歌見と黒姫との境界) 44 ヤから 93度00分 500メートルの点 45 44から 28度00分 8,400メートルの点 46 45から 97度00分 300メートルの点 47 マから 91度00分 1,000メートルの点	
漁場の区域	ヤ・44、44・45、45・46、46・47、47・マの5線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見	

◎漁業権公示番号	佐区第29号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見地先	
点の位置	基点 ヤ 新潟県漁場基点 第29号 (佐渡市椿と北五十里との境界) 基点 マ 新潟県漁場基点 第30号 (佐渡市歌見と黒姫との境界) 48 ヤから 93度00分 600メートルの点 49 48から 28度00分 8,400メートルの点 50 49から 97度00分 400メートルの点 51 マから 91度00分 1,100メートルの点	
漁場の区域	ヤ・48、48・49、49・50、50・51、51・マの5線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見	

◎漁業権公示番号	佐区第30号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市黒姫、虫崎、北小浦、見立及び鷺崎地先	
点の位置	基点 マ 新潟県漁場基点 第30号 (佐渡市歌見と黒姫との境界) 基点 イ 新潟県漁場基点 第1号 (佐渡市鷺崎と願との境界) 47 マから 91度00分 1,000メートルの点 52 47から 15度00分 3,000メートルの点 53 52から 5度00分 7,000メートルの点 54 53から 26度00分 1,500メートルの点 55 54から 328度00分 1,800メートルの点 56 55から 276度00分 3,000メートルの点 1 イから 317度00分 500メートルの点	
漁場の区域	マ・47、47・52、52・53、53・54、54・55、55・56、56・1、1・イの8線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ、こんぶ、あかもく養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市黒姫、虫崎、北小浦、見立及び鷺崎	

◎漁業権公示番号	佐定第1号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市石名地先	
点の位置	基点 あ 新潟県漁場測標 第635号 (佐渡市石名) 基点 い 新潟県漁場測標 第634号の1 (佐渡市石名と小野見との境界) 1 あから 324度00分 1,600メートルの点 2 いから 297度00分 1,600メートルの点	
漁場の区域	あ・1、1・2、2・いの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、まぐる定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市南片辺、北片辺、石花、後尾、北川内、北立島、入川、高千、北田野浦、小野見及び石名	

◎漁業権公示番号	佐定第2号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市石名地先	
点の位置	基点 あ 新潟県漁場測標 第635号 (佐渡市石名) 基点 い 新潟県漁場測標 第634号の1 (佐渡市石名と小野見との境界) 1 あから 324度00分 1,600メートルの点 2 いから 297度00分 1,600メートルの点 3 1から 298度00分 1,600メートルの点 4 2から 297度00分 1,600メートルの点	
漁場の区域	1・3、3・4、4・2、2・1の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、まぐる定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市南片辺、北片辺、石花、後尾、北川内、北立島、入川、高千、北田野浦、小野見及び石名	

◎漁業権公示番号	佐定第3号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市達者地先	
点の位置	基点 う 新潟県漁場測標 第569号の1 (佐渡市達者) 基点 え 新潟県漁場測標 第569号の2 (佐渡市達者) 5 うから 293度00分 770メートルの点 6 えから 274度00分 880メートルの点	
漁場の区域	う・5、5・6、6・えの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	3月1日から10月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市小川、達者、姫津及び北狄	

◎漁業権公示番号	佐定第4号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市達者地先	
点の位置	基点 う 新潟県漁場測標 第569号の1 (佐渡市達者) 基点 え 新潟県漁場測標 第569号の2 (佐渡市達者) 5 うから 293度00分 770メートルの点 6 えから 274度00分 880メートルの点 7 5から 293度00分 660メートルの点 8 6から 274度00分 640メートルの点	
漁場の区域	5・7、7・8、8・6、6・5の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市小川、達者、姫津及び北狄	

◎漁業権公示番号	佐定第5号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市小川地先	
点の位置	基点 え 新潟県漁場測標 第569号の2 (佐渡市達者)	
	9 えから 274度00分	750メートルの点
	10 9から 237度00分	1,650メートルの点
	11 9から 274度00分	1,480メートルの点
	12 10から 274度00分	400メートルの点
漁場の区域	9・10、10・12、12・11、11・9の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	9月1日から翌年8月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市小川、達者、姫津及び北狄	

◎漁業権公示番号	佐定第6号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市米郷地先	
点の位置	基点 お 新潟県漁場基点 第11号 (佐渡市米郷)	
	13 おから 199度00分	1,600メートルの点
	14 おから 170度00分	800メートルの点
	15 14から 178度00分	800メートルの点
漁場の区域	お・13、13・15、15・14、14・おの4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	3月1日から11月30日まで
(3) 地元地区	佐渡市相川大浦、高瀬、橘、稲鯨、米郷及び二見	
(4) 制限又は条件	二股岩沖側中心点と同点から181度00分350メートルの点 (イソのエグリ) との間は船通しとすること。	

◎漁業権公示番号	佐定第7号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市米郷地先	
点の位置	基点 お 新潟県漁場基点 第11号 (佐渡市米郷) 13 おから 199度00分 1,600メートルの点 14 おから 170度00分 800メートルの点 15 14から 178度00分 800メートルの点 16 13から 199度00分 1,000メートルの点 17 15から 184度00分 1,000メートルの点	
漁場の区域	13・16、16・17、17・15、15・13の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	3月1日から11月30日まで
(3) 地元地区	佐渡市相川大浦、高瀬、橘、稲鯨、米郷及び二見	

◎漁業権公示番号	佐定第8号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市田切須地先	
点の位置	基点 か 新潟県漁場測標 第443号 (佐渡市田切須) 基点 き 新潟県漁場測標 第442号 (佐渡市田切須) 18 かから 311度30分 1,000メートルの点 19 きから 290度00分 1,000メートルの点	
漁場の区域	か・18、18・19、19・きの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市豊田、大須、大小、大倉谷、田切須、西三川、椿尾、羽茂亀脇、羽茂小泊及び羽茂村山	

◎漁業権公示番号	佐定第9号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市田切須地先	
点の位置	基点 か 新潟県漁場測標 第443号 (佐渡市田切須) 基点 き 新潟県漁場測標 第442号 (佐渡市田切須) 18 かから 311度30分 1,000メートルの点 19 きから 290度00分 1,000メートルの点 20 18から 311度30分 1,000メートルの点 21 19から 290度00分 1,000メートルの点	
漁場の区域	18・20、20・21、21・19、19・18の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市豊田、大須、大小、大倉谷、田切須、西三川、椿尾、羽茂亀脇、羽茂小泊及び羽茂村山	

◎漁業権公示番号	佐定第10号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市江積地先	
点の位置	基点 く 新潟県漁場測標 第403号 (佐渡市江積) 基点 け 新潟県漁場測標 第402号 (佐渡市江積) 22 くから 348度00分 1,300メートルの点 23 けから 322度00分 1,400メートルの点	
漁場の区域	く・22、22・23、23・けの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市小比叡、小木堂釜、井坪、小木大浦、木流、田野浦、江積、沢崎、深浦、犬神平、小木強清水、宿根木、琴浦、小木及び小木町	

◎漁業権公示番号	佐定第11号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市江積地先	
点の位置	基点 く 新潟県漁場測標 第403号 (佐渡市江積) 基点 け 新潟県漁場測標 第402号 (佐渡市江積) 22 くから 348度00分 1,300メートルの点 23 けから 322度00分 1,400メートルの点 24 22から 328度00分 1,100メートルの点 25 23から 322度00分 900メートルの点	
漁場の区域	22・24、24・25、25・23、23・22の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市小比叡、小木堂釜、井坪、小木大浦、木流、田野浦、江積、沢崎、深浦、犬神平、小木強清水、宿根木、琴浦、小木及び小木町	

◎漁業権公示番号	佐定第12号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市琴浦地先	
点の位置	基点 こ 新潟県漁場測標 第381号 (佐渡市琴浦) 基点 さ 新潟県漁場測標 第380号 (佐渡市琴浦) 26 こから 176度00分 800メートルの点 27 さから 156度00分 750メートルの点	
漁場の区域	こ・26、26・27、27・さの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市小比叡、小木堂釜、井坪、小木大浦、木流、田野浦、江積、沢崎、深浦、犬神平、小木強清水、宿根木、琴浦、小木及び小木町	

◎漁業権公示番号	佐定第13号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市琴浦地先	
点の位置	基点 こ 新潟県漁場測標 第381号 (佐渡市琴浦) 基点 さ 新潟県漁場測標 第380号 (佐渡市琴浦) 26 こから 176度00分 800メートルの点 27 さから 156度00分 750メートルの点 28 26から 176度00分 750メートルの点 29 27から 156度00分 650メートルの点	
漁場の区域	26・28、28・29、29・27、27・26の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	3月1日から11月30日まで
(3) 地元地区	佐渡市小比叡、小木堂釜、井坪、小木大浦、木流、田野浦、江積、沢崎、深浦、犬神平、小木強清水、宿根木、琴浦、小木及び小木町	

◎漁業権公示番号	佐定第14号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市南新保地先	
点の位置	基点 し 新潟県漁場測標 第334号 (佐渡市南新保) 基点 さ 新潟県漁場測標 第333号 (佐渡市南新保) 30 しかから 151度00分 2,300メートルの点 31 すから 140度00分 2,500メートルの点	
漁場の区域	し・30、30・31、31・すの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び蕨場	

◎漁業権公示番号	佐定第15号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市椿地先	
点の位置	基点 せ 新潟県漁場測標 第165号 (佐渡市羽吉) 基点 そ 新潟県漁場測標 第163号 (佐渡市椿) 32 せから 104度00分 2,150メートルの点 33 そから 92度00分 2,150メートルの点	
漁場の区域	せ・32、32・33、33・その3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	あじ、いか定置漁業	9月1日から翌年8月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市梅津、羽吉、椿、北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見	

◎漁業権公示番号	佐定第16号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市白瀬地先	
点の位置	基点 た 新潟県漁場測標 第153号 (佐渡市白瀬) 基点 ち 新潟県漁場測標 第150号 (佐渡市白瀬) 34 たから 130度00分 1,650メートルの点 35 ちから 96度00分 1,350メートルの点	
漁場の区域	た・34、34・35、35・ちの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	9月1日から翌年8月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市梅津、羽吉、椿、北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見	

◎漁業権公示番号	佐定第17号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市和木地先	
点の位置	基点 つ 新潟県漁場測標 第135号 (佐渡市和木) 基点 て 新潟県漁場測標 第130号 (佐渡市馬首) 36 つから 138度00分 1,980メートルの点 37 てから 102度00分 1,430メートルの点	
漁場の区域	つ・36,36・37,37・ての3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、まぐろ定置漁業	9月1日から翌年8月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市梅津、羽吉、椿、北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見	

◎漁業権公示番号	佐定第18号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市平松地先	
点の位置	基点 と 新潟県漁場測標 第118号 (佐渡市平松) 基点 な 新潟県漁場測標 第116号 (佐渡市平松) 38 とから 120度00分 1,300メートルの点 39 なから 100度00分 1,300メートルの点	
漁場の区域	と・38,38・39,39・なの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	いか、さば定置漁業	9月1日から翌年8月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市梅津、羽吉、椿、北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見	

◎漁業権公示番号	佐定第19号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市黒姫地先	
点の位置	基点 に 新潟県漁場測標 第87号 (佐渡市黒姫) 基点 む 新潟県漁場測標 第85号 (佐渡市黒姫) 40 にかから 128度00分 2,200メートルの点 41 むから 83度00分 1,500メートルの点	
漁場の区域	に・40、40・41、41・むの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、さば定置漁業	9月1日から翌年8月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市黒姫、虫崎、北小浦、見立及び鷺崎	

◎漁業権公示番号	佐定第20号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市北小浦地先	
点の位置	基点 ね 新潟県漁場測標 第64号 (佐渡市北小浦) 基点 の 新潟県漁場測標 第62号 (佐渡市北小浦) 42 ねから 113度30分 1,650メートルの点 43 のから 64度30分 1,330メートルの点	
漁場の区域	ね・42、42・43、43・のの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	9月1日から翌年8月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市黒姫、虫崎、北小浦、見立及び鷺崎	

◎漁業権公示番号	佐定第21号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市鷺崎地先	
点の位置	基点 は 新潟県漁場測標 第44号 (佐渡市鷺崎) 基点 ひ 新潟県漁場測標 第43号 (佐渡市鷺崎) 44 はから 128度00分 1,800メートルの点 45 ひから 92度00分 1,300メートルの点	
漁場の区域	は・44、44・45、45・ひの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、さば定置漁業	9月1日から翌年8月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市黒姫、虫崎、北小浦、見立及び鷺崎	

第2 免許予定日

平成30年9月1日

第3 申請期間

平成30年6月1日から平成30年7月2日午後5時まで

第4 存続期間

1 区画漁業権

平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

2 定置漁業権

平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

第5 申請書提出先

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部漁政課

備考

この告示による区画漁業権及び定置漁業権の漁場図は、次の場所に備えつけて縦覧に供する。

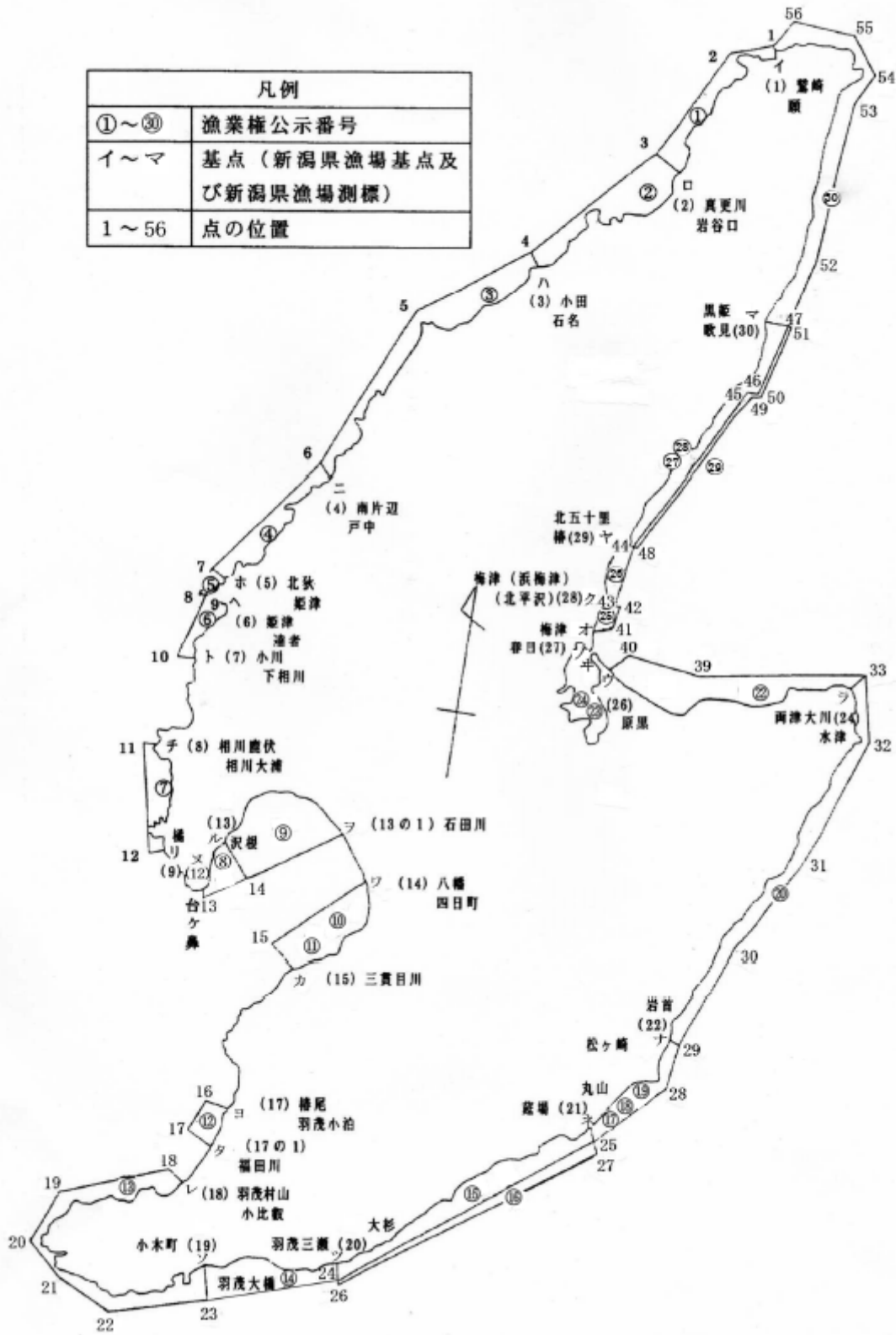
新潟県農林水産部水産課

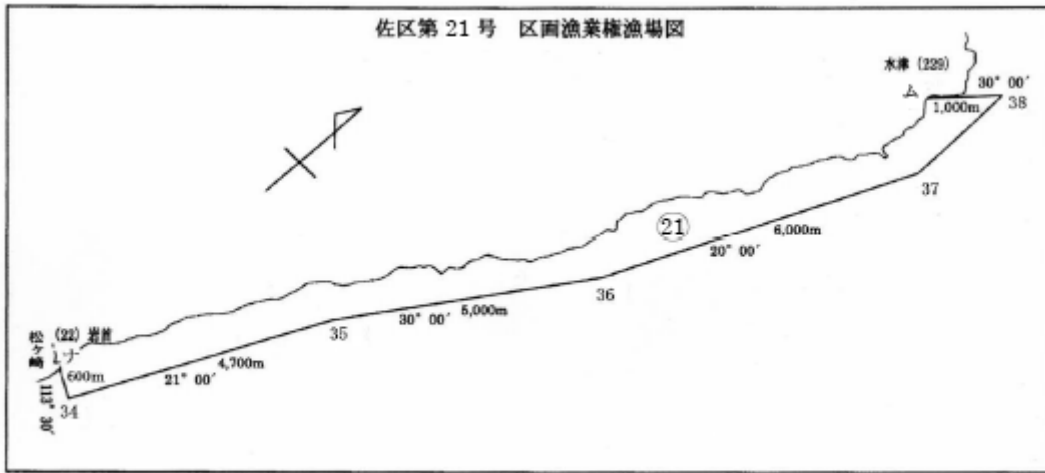
新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部（水産庁舎）

佐渡海区漁業調整委員会事務所

佐渡海区区画漁業権漁場図

凡例	
①～⑬	漁業権公示番号
イ～マ	基点（新潟県漁場基点及び新潟県漁場測標）
1～56	点の位置





佐渡海区定置漁業権漁場図

凡例	
①～⑳	漁業権公示番号
あ～ひ	基点（新潟県漁場基点及び新潟県漁場測標）
1～45	点の位置

